「林地開発許可申請の手引」改正新旧対照表

（※改正箇所がページ番号の変更のみのページは記載省略）

改正案	改正前
林地開発許可申請の手引 令和９年〇月 群馬県　環境森林部　森林局　森林保全課	林地開発許可申請の手引 令和８年４月 群馬県　環境森林部　森林局　森林保全課

目　　次

1章　林地開発許可制度について
　林地開発許可制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　体　系　図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

2章　林地開発許可制度関係法令等について
　森　林　法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　森林法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　森林法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　群馬県林地開発及び保安林の取扱に関する規則・・・・・・・・・　16

3章　許可基準について
　群馬県林地開発許可技術指針・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

4章　林地開発許可申請について
　用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
　取扱事務所別管轄区分図及び取扱窓口・・・・・・・・・・・・・　72
　群馬県林地開発許可申請要領・・・・・・・・・・・・・・・・・　73
　　Ⅰ　申請に必要とする書類・・・・・・・・・・・・・・・・・　74
　　Ⅱ　申請に必要とする図面・・・・・・・・・・・・・・・・・　77
　　Ⅲ　様　式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　84

5章　森林法第 10 条の２第２項第１号の２について
　水害防止機能の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　112
　計　算　例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　129

6章　開発事業者から県への林地開発関係書類の提出方法の概略

目　　次

1　林地開発許可制度について
　林地開発許可制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　体　系　図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

2　林地開発許可制度関係法令等について
　森　林　法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　森林法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　森林法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　群馬県林地開発及び保安林の取扱に関する規則・・・・・・・・・　16

3　許可基準について
　群馬県林地開発許可技術指針・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

4　林地開発許可申請について
　用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68
　取扱事務所別管轄区分図及び取扱窓口・・・・・・・・・・・・・　69
　群馬県林地開発許可申請要領・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
　　Ⅰ　申請に必要とする書類・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
　　Ⅱ　申請に必要とする図面・・・・・・・・・・・・・・・・・　74
　　Ⅲ　様　式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

5　森林法第 10 条の２第２項第１号の２について
　水害防止機能の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　103
　計　算　例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　118

6　開発事業者から県への林地開発関係書類の提出方法の概略

１章　林地開発許可制度について	１　林地開発許可制度について
１　林地開発許可制度の創設　（略）	１　林地開発許可制度の創設　（略）
２　林地開発許可制度の改正	２　林地開発許可制度の改正
森林に対する開発行為が大規模化、集中化等の傾向を見せていることに伴い、開発行為による悪影響を慎重に見極めその防止を図ることが必要となったことから、平成３年４月、法が改正され、開発行為地の周辺を超えた広域にわたる影響を判断できるよう、開発行為によって、その森林のもつ水害の防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加されるとともに、従来、都道府県知事は、許可に当たって運用上、必要に応じ関係市町村長や都道府県森林審議会の意見を聴いていたところであるが、開発に伴う地元の意向を的確に反映されるとともに、開発に伴う影響を専門的見地から慎重に判断しうるよう、法定の手続きとして関係市町村長及び都道府県森林審議会の意見を聴くこととされた。	森林に対する開発行為が大規模化、集中化等の傾向を見せていることに伴い、開発行為による悪影響を慎重に見極めその防止を図ることが必要となったことから、平成３年４月、法が改正され、開発行為地の周辺を超えた広域にわたる影響を判断できるよう、開発行為によって、その森林のもつ水害の防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加されるとともに、従来、都道府県知事は、許可に当たって運用上、必要に応じ関係市町村長や都道府県森林審議会の意見を聴いていたところであるが、開発に伴う地元の意向を的確に反映されるとともに、開発に伴う影響を専門的見地から慎重に判断しうるよう、法定の手続きとして関係市町村長及び都道府県森林審議会の意見を聴くこととされた。
本制度に係る違反行為に対する罰則は、制度創設時は２０万円以下の罰金であった。その後、罰金額の上限は、平成３年に５０万円、平成２３年には１５０万円に引き上げられた。さらに、平成２６年以降の違反件数の増加と違反行為の悪質化を受けて、平成２８年の法改正では新たに懲役刑が措置されるとともに、罰金額の上限が引き上げられ、３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金となった。（平成２９年４月施行）	本制度に係る違反行為に対する罰則は、制度創設時は２０万円以下の罰金であった。その後、罰金額の上限は、平成３年に５０万円、平成２３年には１５０万円に引き上げられた。さらに、平成２６年以降の違反件数の増加と違反行為の悪質化を受けて、平成２８年の法改正では新たに懲役刑が措置されるとともに、罰金額の上限が引き上げられ、３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金となった。（平成２９年４月施行）
２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの拡大が期待される中、主要な再生可能エネルギーの一つである太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発の増加と地域社会との共生が	２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの拡大が期待される中、主要な再生可能エネルギーの一つである太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発の増加と地域社会との共生が

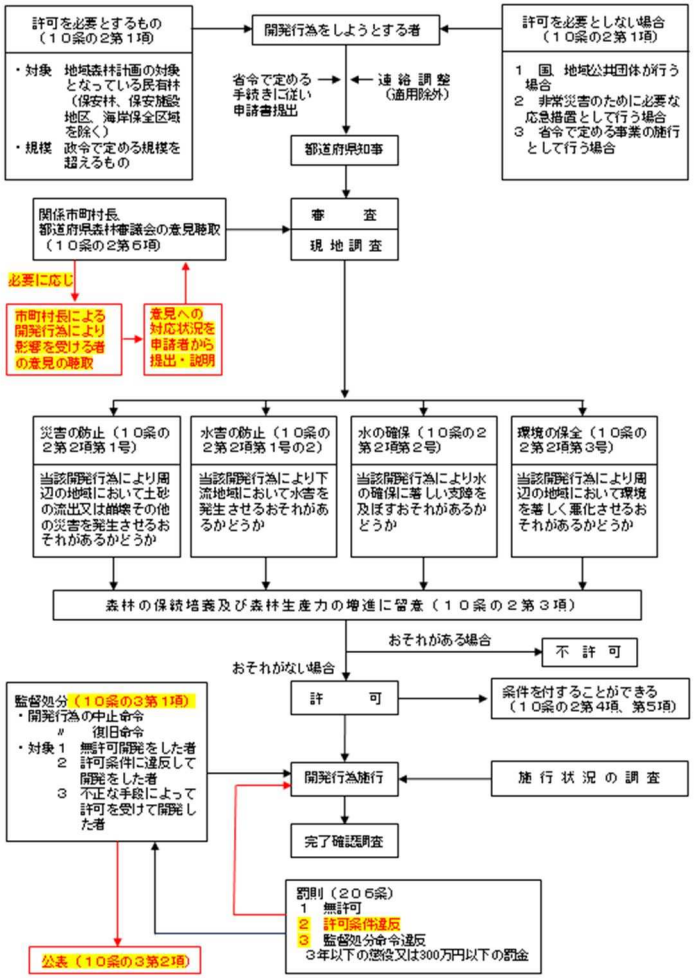
一層重要な課題となった。令和４年度に許可基準等の見直しが行われ、地域森林計画の対象民有林において太陽光発電設備の設置を目的として開発行為を行う場合、０．５ヘクタールを超えるものについて都道府県知事の許可が必要となった。（令和５年４月施行）	一層重要な課題となった。令和４年度に許可基準等の見直しが行われ、地域森林計画の対象民有林において太陽光発電設備の設置を目的として開発行為を行う場合、０．５ヘクタールを超えるものについて都道府県知事の許可が必要となった。（令和５年４月施行）
令和７年度の通常国会において「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案」が審議され、成立した。林地開発については、太陽光発電設備の設置等の開発行為において、防災施設の先行設置といった許可条件に違反した開発行為により土砂流出防等の災害の発生する事例、違反状態にある土地がそれを知らない者に売却され、違反状態の解消が困難となるおそれのあった事例が見られたため、許可条件違反に対する罰則、中止・復旧命令に従わない者の公表が規定された。（令和８年４月施行）	（新設）
３　林地開発許可制度の概要	３　林地開発許可制度の概要
（１）許可制の対象となる森林　　（略）	（１）許可制の対象となる森林　　（略）
（２）許可制の対象となる開発行為	（２）許可制の対象となる開発行為
許可制度の対象となる開発行為は「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの」である。（法第 10 条の２第１項）	許可制度の対象となる開発行為は「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。（法第 10 条の２第１項）
「政令で定める規模」は次のように定められている。（森林法施行令（以下「政令」という。）第２条の３）	「政令で定める規模」は次のように定められている。（森林法施行令（以下「令」という。）第２条の３）
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）

（３）・（４）　（略）	（３）・（４）　（略）
（５）許可基準	（５）許可基準
都道府県知事は、許可に申請があった場合において、次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。（法第 10 条の２第２項）	都道府県知事は、許可に申請があった場合において、次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。（法第 10 条の２第２項）
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
ウ　当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。（水源の涵養）	ウ　当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。（水源のかん養）
エ　（略）	エ　（略）
（６）監督処分	（６）監督処分
都道府県知事は、次の者に対して、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ずることができる。（法第 10 条の３第１項）	都道府県知事は、次の者に対して、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ずることができる。（法第 10 条の３）
ア　無許可で開発行為をした者	ア　無許可で開発行為をした者
イ　許可に付した条件に違反して開発行為をした者	イ　許可に附した条件に違反して開発行為をした者
ウ　偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為をした者	ウ　偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為をした者
都道府県知事は、法第 10 条の３第１項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。（法第 10 条の３第２項）	（新設）
（７）罰則	（７）罰則
次のいずれかに該当する者は、３年以下の懲役又は３百万円以下の罰	次のいずれかに該当する者は、３年以下の懲役又は３百万円以下の罰

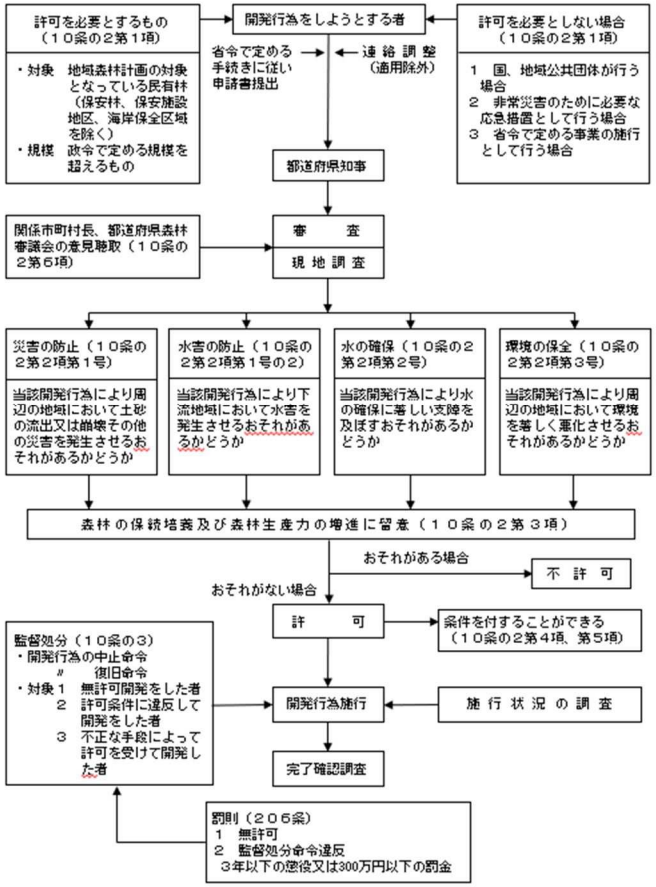
金に処せられる。（法第 206 条） ア　無許可で開発行為をした者（法第 10 条の２第１項違反） イ　許可に付した条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者（法第 10 条の２第４項違反） ウ　中止命令又は復旧命令に違反した者（法第 10 条の３第１項違反） （８）許可制の適用のない開発行為 次の場合の開発行為は許可制の適用除外とされている。 ア　国又は地方公共団体が行う場合（法第 10 条の２第１項第１号） なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号、以下「機構法」という）付則第 12 条第１項第１号又は第２号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第３条の規定による改正前の機構法第 11 条第２項第１号又は第２号の業務に限る。）として行う場合に限る。）国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第 10 条の２第１項第１号の国又は地方公共団体とみなされる。 イ　（略） ウ　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として	金に処せられる。（法第 206 条） ア　無許可で開発行為をした者（法第 10 条の２第１項違反） （新設） イ　中止命令又は復旧命令に違反した者（法第 10 条の３違反） （８）許可制の適用のない開発行為 次の場合の開発行為は許可制の適用除外とされている。 ア　国又は地方公共団体が行う場合（法第 10 条の２第１項第１号） なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号、以下「機構法」という）付則第 12 条第１項第１号又は第２号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第３条の規定による改正前の機構法第 11 条第２項第１号又は第２号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社はそれぞれの開発法令の定めるところにより法第 10 条の２第１項第１号の国又は地方公共団体とみなされる。 イ　（略） ウ　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として

行う場合（法第10条の２第１項第３号） 省令第５条において定められている事業は次のとおりである。 １～１９　（略）	行う場合（法第10条の２第１項第３号）省令第５~~３~~条において定められている事業は次のとおりである。 １～１９　（略）

《林地開発許可制度の体系》



《林地開発許可制度の体系》



２章　林地開発許可制度関係法令等について 林地開発許可制度関係法令等 ○　森林法（抄）　〔昭和 26 年 6 月 26 日　法律第 249 号〕 最終改正　〔令和 7 年 5 月 30 日　法律第 48 号〕 第１章　（略） 第１条・第２条　（略） 第３条　この法律又はこの法律に基く命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。 第２章　森林計画等 （地域森林計画等） 第５条　都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、５年ごとに、その計画をたてる年の翌年４月１日以降 10 年を１期とする地域森林計画をたてなければならない。 ２　地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　その対象とする森林の区域 二　森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の	２　林地開発許可制度関係法令等について 林地開発許可制度関係法令等 ○　森林法（抄）　〔昭和 26 年 6 月 26 日　法律第 249 号〕 最終改正　〔令和 5 年 6 月 16 日　法律第 63 号〕 第１章 第１条・第２条　（略） 第３条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基づき森林の立木竹の使用者若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。 第２章　森林計画等 （地域森林計画等） 第５条　都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、５年ごとに、その計画をたてる年の翌年４月１日以降 10 年を１期とする地域森林計画をたてなければならない。 ２　地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　その対象とする森林の区域 二　森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の

整備及び保全に関する基本的な事項	整備及び保全に関する基本的な事項
三　伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	三　伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
四　造林面積その他造林に関する事項	四　造林面積その他造林に関する事項
五　間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	四の二　間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
六　公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項	四の三　公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
七　林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項	五　林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
八　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	五の二　委託を受けて森林の施業又は経営の実態、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
九　鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項	五の三　森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
十　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）	
十一　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項	六　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
十二　保安林の整備、第 41 条【指定】の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項	七　保安林の整備、第 41 条【指定】の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
3　（略）	3　（略）
4　第４条【全国森林計画等】第３項の規定は、地域森林計画に準用す	4　第４条【全国森林計画等】第３項の規定は、地域森林計画に準する。

る。 ５　（略） （開発行為の許可） 第 10 条の２　地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の２の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一　国又は地方公共団体が行う場合 二　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 三　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合 ２　都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。 一・一の二　（略）	５　（略） （開発行為の許可） 第 10 条の２　地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の２の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の１に該当する場合は、この限りでない。 一　国又は地方公共団体が行う場合 二　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 三　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合 ２　都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。 一・一の二　（略）

二　当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。	二　当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
三　（略）	三　（略）
３　（略）	３　（略）
４　第１項の許可には、擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付することができる。	４　第１項の許可には、条件を附することができる。
５・６　（略）	５・６　（略）
（監督処分）	（監督処分）
第 10 条の３　都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第１項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第４項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第１項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。	第 10 条の３　都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第１項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第４項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第１項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。
２　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。	（新設）
（適用除外）	（適用除外）
第 10 条の４　（略）	第 10 条の４　（略）
第２章の２　営林の助長及び監督等	第２章の２　営林の助長及び監督

（伐採及び伐採後の造林の届出等） 第 10 条の８　森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。）は、地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条【指定】又は第 25 条の２の規定により指定された保安林及び第 41 条【指定】の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 一　（略） 二　第 10 条の２【開発行為の許可】第１項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合 三 ～ 十一（略） （伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等） 第 10 条の９　市町村の長は、前条【伐採及び伐採後の造林の届出等】第１項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林計画を変更すべき旨を命ずることができる。 ２　（略）	（伐採及び伐採後の造林の届出） 第 10 条の８　森林所有者等は地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条【指定】又は第 25 条の２の規定により指定された保安林及び第 41 条【指定】の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 一　（略） 二　第 10 条の２第【開発行為の許可】１項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合 三 ～ 十二（略） （伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等） 第 10 条の９　市町村の長は、前条【伐採及び伐採後の造林の届出】第１項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林計画を変更すべき旨を命ずることができる。 ２　（略）

３　市町村の長は、前条【伐採及び伐採後の造林届出等】第１項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。	３　市町村の長は、前条【伐採及び伐採後の造林届出】第１項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
（施業の勧告） 第 10 条の 10　市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。	（施業の勧告等） 第 10 条の 10　市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるとき（次項に規定する場合は除く。）は、当該森林所有者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。
２　（削除）	２　市町村の長は、間伐又は保育が適切に実施されていない森林であつてこれらを早急に　実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）がある場合には、当該要間伐　森林の森林所有者等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要　間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。
３　（削除）	３　市町村の長は、前項の規定により通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間　伐又は保育を実施しないと認めるときは、当該要間伐森林について当該間伐又は保育の　方法に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。
４　（削除）	４　市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認められ

	るときは、その者に対し、当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要間伐森林の施業の委託を受けようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木について所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。
第７章　雑則　（略）	第７章　雑則　（略）
第８章　罰則 第 206 条　次の各号のいずれかに該当する者は、３年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処する。 一　第 10 条の２【開発行為の許可】第１項の規定に違反し、開発行為をした者 二　第 10 条の２第１項の許可に付した同条第４項の条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者 三　第 10 条の３【監督処分】第１項の規定による命令に違反した者 四～五（略）	第８章　罰則 第 206 条　次の各号の１に該当する者は、３年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。 一　第 10 条の２第【開発行為の許可】１項の規定に違反し、開発行為をした者 （新設） 二　第 10 条の３【監督処分】の規定による命令に違反した者 三～四（略）
○　森林法施行令（抄）　（略）	○　森林法施行令（抄）　（略）

○森林法施行規則（抄）〔昭和 26 年 8 月 1 日　農林省第 54 号〕 最終改正　〔令和 7 年 12 月 19 日　農林水産省令第 55 号〕 （開発行為の許可の申請） 第４条　（略） 第５条　法第 10 条の２【開発行為の許可】第１項第３号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。 一　～　十九　（略　Ｐ６～７参照）） （適用除外） 第６条　法第 10 条の４【適用除外】の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第３条【境内建物及び境内地の定義】の境内地（同条第２号及び第３号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安林施設地区内の森林を除く。）とする。 ２・３　（略） 群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則（抄）　（略） ３章　許可基準について 群馬県林地開発許可技術指針　（略） ※　群馬県林地開発許可技術指針の改正内容については、別添の「群馬県林地開発許可技術指針」改正新旧対照表のとおり。	○森林法施行規則（抄）〔昭和 26 年 8 月 1 日　農林省第 54 号〕 最終改正　〔令和 7 年 7 月 1 日　農林水産省令第 31 号〕 （開発行為の許可の申請） 第４条　（略） 第５条　法第 10 条の２〔開発行為の許可〕第１項第３号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。 一　～　十九　（略　Ｐ６～７参照）） （適用除外） 第６条　法第 10 条の４〔適用除外〕の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第３条〔境内建物及び境内地の定義〕の境内地（同条第２号及び第３号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安林施設地区内の森林を除く。）とする。 ２・３　（略） 群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則（抄）　（略） ３　許可基準について 群馬県林地開発許可技術指針　（略）

４章　林地開発許可申請について 用語の説明等　（略） 取扱事務所別管轄区分図及び取扱窓口　（略） 群馬県林地開発許可申請要領　（略） ※　群馬県林地開発申請要領の改正内容については、別添の「群馬県林地開発許可申請要領」改正新旧対照表のとおり。 ５章　森林法第１０条の２第２項第１号の２について 【水害防止機能の考え方】 開発行為により水害を発生させるおそれがある地域が生ずる場合には、当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に相当する機能を有する洪水調整池等を設置すること。 具体的には、開発区域の下流河川等において、開発行為によりピーク流量が１％以上増加し、かつ、現況流下能力が３０年確率降雨のピーク流量を流せない場合には洪水調節池等を設置すること。 １　（略） ２．下流狭窄部の調査 狭窄部を複数箇所選定する。（ピーク流量を流下させることができない地点のうち影響を最も強く受ける点は、流下断面が最小となる地点とは限らない。勾配や流域面積が関係するため、複数個所を調査する必要がある。）	４　林地開発許可申請について 用語の説明等　（略） 取扱事務所別管轄区分図及び取扱窓口　（略） 群馬県林地開発許可申請要領　（略） ５　森林法第１０条の２第２項第１号の２について 開発行為により水害を発生させるおそれがある地域が生ずる場合には、当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に相当する機能を有する洪水調整池等を設置すること。 具体的には、開発区域の下流河川等において、開発行為によりピーク流量が１％以上増加し、かつ、現況流下能力が３０年確率降雨のピーク流量を流せない場合には洪水調節池等を設置すること。 １　（略） ２．下流狭窄部の調査 狭窄部を決定するにあたっては、河川管理者と協議すること。（河川管理者等の資料が得られれば、それを用いても良い。）

なお、狭窄部を決定するにあたっては、河川管理者と協議すること。
（河川管理者等の資料が得られれば、それを用いても良い。）

（１）・（２）　（略）

（３）各点における開発中（後）の 30 年確率降雨により想定される無調節のピーク流量　　の算出（Q’0i30）

（２）、（３）のピーク流量の算出は合理式法による。

Q＝ｆ×ｒ×Ａ／３６０

Q：ピーク流量（m^3／ｓ）

ｆ：流出係数

ｒ:洪水到達時間内の降雨強度(㎜／ｈ)

Ａ：集水面積（ha）

・降雨強度については、確率別継続時間降雨強度曲線（Ｐ．１１５～Ｐ．１２５）により求める。

・到達時間（Ｔ）は流入時間（ｔ1）と流下時間（ｔ2）の計とする。

Ｔ＝ｔ1＋ｔ2

流入時間（ｔ1）……降雨が沢に流入するまでの時間

２万５千分の１の地形図で沢（水色で塗られた沢）の上部の集水面積により、次表から求める。

集水面積（ha）	流入時間（ｔ1）
５０ha 以下	１０分
１００ha　〃	２０分
５００ha　〃	３０分

（１）・（２）　（略）

（３）各点における開発中（後）の 30 年確率降雨により想定される無調節のピーク流量　　の算出（Q’0i30）

（２）、（３）のピーク流量の算出は合理式法による。

Q＝ｆ×ｒ×Ａ／３６０

Q：ピーク流量（m^3／ｓ）

ｆ：流出係数

ｒ:洪水到達時間内の降雨強度(㎜／ｈ)

Ａ：集水面積（ha）

・降雨強度については、確率別継続時間降雨強度曲線（Ｐ．１０７～Ｐ．１１７）により求める。

・到達時間（Ｔ）は流入時間（ｔ1）と流下時間（ｔ2）の計とする。

Ｔ＝ｔ1＋ｔ2

流入時間（ｔ1）……降雨が沢に流入するまでの時間

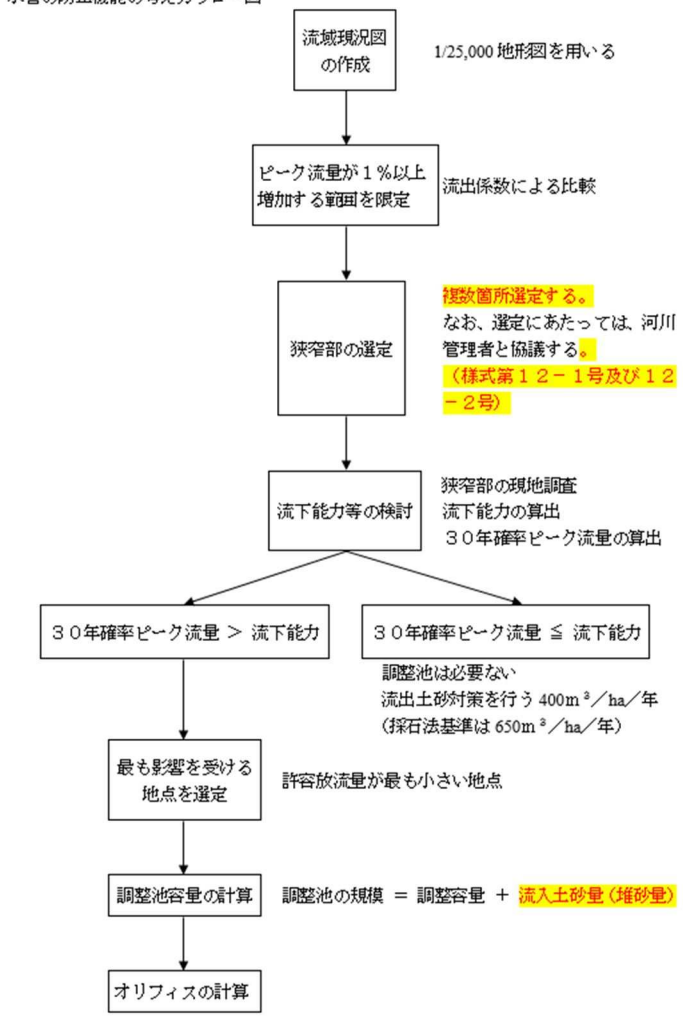
２万５千分の１の地形図で沢（水色で塗られた沢）の上部の集水面積により、次表から求める。

集水面積（ha）	流入時間（ｔ1）
５０ha 以下	１０分
１００ha　〃	２０分
５００ha　〃	３０分

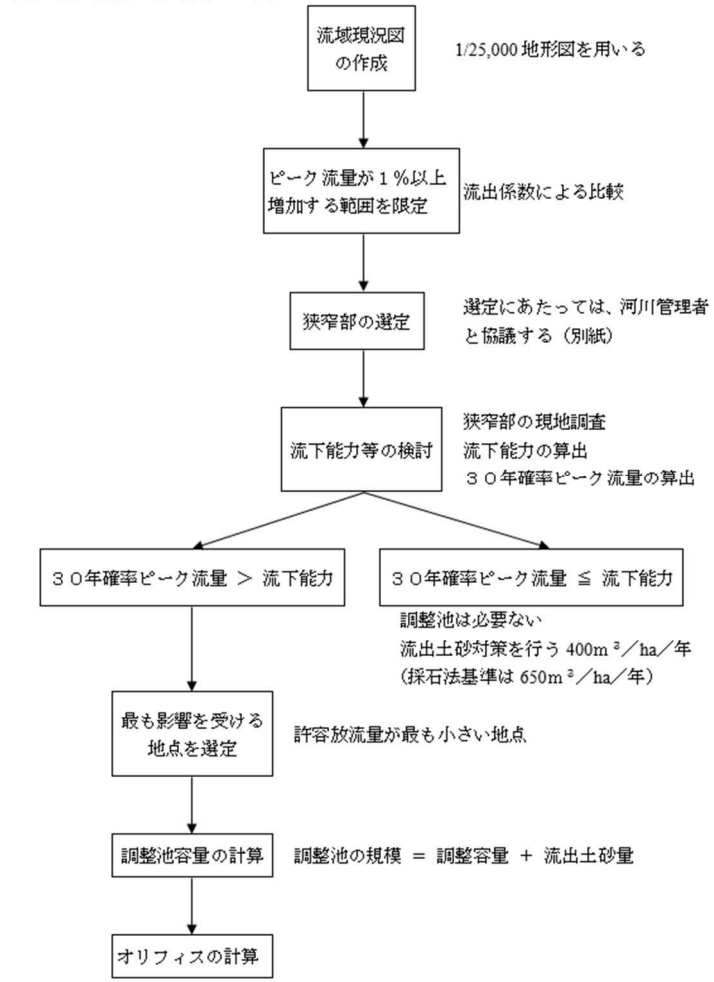
流下時間（ｔ2）……降雨が沢の中を下流地点まで流れる時間。 ルチハ式による。 ｔ2（min）＝Ｌ／Ｗ Ｗ＝１，２００×（Ｈ／Ｌ）$^{0.6}$ Ｌ：沢の最上流点より、下流地点までの水平距離（m） Ｈ：沢の最上流点より、下流地点までの高低差（m） （４）　（略） ３　（略） ４．調整池容量の計算 Ｖ＝（ｒｉ－ｒｃ／２）×ｔ×ｆ×ａ×６０／３６０ ｒｃ＝ｑｐｃ×３６０／（ｆ×ａ） Ｖ：必要調整容量（m^3） ｆ：開発後の流出係数 ａ：流域面積（ha） ｒｃ：調整池下流の流下能力の値に対する降雨強度（ｍｍ／ｈｒ） ｒｉ：３０年確率降雨強度曲線上の任意の継続時間ｔｉに対応する降雨強度 ｔ：任意の継続時間（ｍｉｎ） ｑｐｃ：洪水調整池からの許容放流量（m^3／ｓ） （「防災調節池等技術基準（案）」（社）日本河川協会編　Ｐ．７２による） 調整池の容量は、必要調整容量（Ｖ）に流入土砂量（堆砂量）を加えて決定する。 調整池容量＝必要調整容量＋流入土砂量（堆砂量）	流下時間（ｔ2）……降雨が沢の中を下流地点まで流れる時間。 ルチハ式による。 ｔ2（min）＝Ｌ／Ｗ Ｗ＝１，２００×（Ｈ／Ｌ）$^{0.6}$ Ｌ：沢の最上流点より、下流地点までの水平距離（m） Ｈ：沢の最上流点より、下流地点までの高低差（m） （４）　（略） ３　（略） ４．調整池容量の計算 Ｖ＝（ｒｉ－ｒｃ／２）×ｔ×ｆ×ａ×６０／３６０ ｒｃ＝ｑｐｃ×３６０／（ｆ×ａ） Ｖ：必要調整容量（m^3） ｆ：開発後の流出係数 ａ：流域面積（ha） ｒｃ：調整池下流の流下能力の値に対する降雨強度（ｍｍ／ｈｒ） ｒｉ：３０年確率降雨強度曲線上の任意の継続時間ｔｉに対応する降雨強度 ｔ：任意の継続時間（ｍｉｎ） ｑｐｃ：洪水調整池からの許容放流量（m^3／ｓ） （「防災調節池等技術基準（案）」（社）日本河川協会編　Ｐ．７２による） （新設）

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の事前協議の適用を受ける事業については、県の指導に基づく基準により洪水調節池等を設置することとする。 確率別継続降雨強度曲線　（略）	群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の事前協議の適用を受ける事業については、県の指導に基づく基準により洪水調節池等を設置することとする。 確率別継続降雨強度曲線　（略）

水害の防止機能の考え方フロー図



水害の防止機能の考え方フロー図



様式第１２－１号（規格Ａ４）（申請書目次１２）

年　月　日

（河川管理者）　宛て

事業者　住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点の同意願いについて

このことについて、森林法の規定に基づくピーク流量計算の位置選定に係る下記事項について同意をお願いします。

記

１　開発事業名：土石の採掘事業
２　開　発　地：○○市○○大字○○字○○1,234-5　外○筆
３　流量算定地点
　　○○川右支□□沢（○○堰堤付近）
　　○○市○○町大字○○地内　地内

　　1級河川△△川（◇◇◇橋付近）
　　○○市○○町大字○○地内

※　位置図及び流量計算書添付のこと

（別　紙）

年　月　日

（河川管理者）　あて

事業者　住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点の同意願いについて

このことについて、森林法の規定に基づくピーク流量計算の位置選定に係る下記事項について同意をお願いします。

記

１　開発事業名：土石の採掘事業
２　開　発　地：○○市○○大字○○字○○1,234-5　外○筆
３　流量算定地点
　　○○川右支□□沢（○○堰堤付近）
　　○○市○○町大字○○地内　地内

　　1級河川△△川（◇◇◇橋付近）
　　○○市○○町大字○○地内

※　位置図及び流量計算書添付のこと

様式第１２－２号（規格Ａ４）（申請書目次１２）

（○○第○○○－○）
年　月　日

事　業　者　宛て

（河川管理者）　印

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点について

このことについて、下記事項に同意します。

記

1　開発事業名：土石の採掘事業
2　開　発　地：○○市○○大字○○字○○1,234-5　外○筆
3　流量算定地点
　　○○川右支□□沢（○○堰堤付近）
　　○○市○○町大字○○地内　地内

　　1級河川△△川（◇◇◇橋付近）
　　○○市○○町大字○○地内

（○○第○○○－○）
年　月　日

事　業　者　あて

（河川管理者）　印

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点について

このことについて、下記事項に同意します。

記

1　開発事業名：土石の採掘事業
2　開　発　地：○○市○○大字○○字○○1,234-5　外○筆
3　流量算定地点
　　○○川右支□□沢（○○堰堤付近）
　　○○市○○町大字○○地内　地内

　　1級河川△△川（◇◇◇橋付近）
　　○○市○○町大字○○地内

【計算例】 １～３　（略） ４.調整池容量の計算 ①～④　（略） ⑤必要調整容量 Ｖ＝（ｒｉ－ｒｃ／２）×ｔ×ｆ×ａ×６０／３６０ Ｖ＝（６０．２－４３．７／２）×１２９×０．８×２０×６０／３６０＝１３，１９２㎥ ※以上の結果により洪水調節池の容量は、１３，１９２㎥ に流入土砂量（堆砂量）を加えて決定する。 ５　（略） 河川流下能力計算書　（略） 水害防止機能の検討結果　（略） ６章　開発事業者から県への林地開発関係書類の提出方法の概略 １～４　（略）	計算例 １～３　（略） ４.調整池容量の計算 ①～④　（略） ⑤必要調整容量 Ｖ＝（ｒｉ－ｒｃ／２）×ｔ×ｆ×ａ×６０／３６０ Ｖ＝（６０．２－４３．７／２）×１２９×０．８×２０×６０／３６０＝１３，１９２㎥ ※以上の結果により洪水調節池の容量は、１３，１９２㎥ に流入土砂を考慮して決定する。 ５　（略） 河川流下能力計算書　（略） 水害防止機能の検討結果　（略） ６　開発事業者から県への林地開発関係書類の提出方法の概略 １～４　（略）

「群馬県林地開発許可技術指針」改正新旧対照表

改正案	改正前
群馬県林地開発許可技術指針 平成１２年４月１日施行 ［最終改正　令和９年〇月〇日］	群馬県林地開発許可技術指針 平成１２年４月１日施行 ［最終改正　令和７年１１月１日］
前文　（略）	前文　（略）
Ⅰ　開発行為の許可制に関する事務の取扱い及び審査の基準について（以下「事務取扱」という。） 開発行為の許可制に関する事務の取扱い及び審査の基準については、次のとおりとする。	Ⅰ　開発行為の許可制に関する事務の取扱い及び審査の基準について（以下「事務取扱」という。） 開発行為の許可制に関する事務の取扱い及び審査の基準については、次のとおりとする。
第１　開発行為の許可対象（森林法第１０条の２第１項関係事項） １　（略） ２　対象となる開発行為 知事の許可を必要とする開発行為は、法第１０条の２第１項において、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの」とされている。「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令	第１　開発行為の許可対象（森林法第１０条の２第１項関係事項） １　（略） ２　対象となる開発行為 知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号。以下「令」

（昭和２６年政令第２７６号。以下「令」という。）第２条の３において、「法第１０条の２第１項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。	という。）第２条の３において、「法第１０条の２第１項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。
（１）～（５）略	（１）～（５）略
３　（略）	３　（略）
４　対象外の開発行為	４　対象外の開発行為
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、許可制は適用されない（法第１０条の２第１項第２号）。 これは、緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出等の制度及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知りうると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第１０条の２第２項各号に該当するような事態の発生をみることのないように適切な事後措置をとることが必要である。	（２）　「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、許可制は適用されない（法第１０条の２第１項第２号）。 これは、緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知りうると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第１０条の２第２項各号に該当するような事態の発生をみることのないように適切な事後措置をとることが必要である。

（３）・（４）　（略）	（３）・（４）　（略）
第２　開発行為の許可基準等（森林法第１０条の２第２項及び第３項関係事項）	第２　開発行為の許可基準等（森林法第１０条の２第２項及び第３項関係事項）
１　開発行為の許可基準	１　開発行為の許可基準
（１）　法第１０条の２第２項において「都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」とされているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。	（１）　法第１０条の２第２項において「都道府県知事は、法第１０条の２第１項の許可の申請があった場合において、同条第２項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」とされているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。
具体的には、次のような許可基準が定められている。	具体的には、次のような許可基準が定められている。
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
ウ　「当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第１０条の２第２項第２号）	ウ　「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第１０条の２第２項第２号）
これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源涵養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源涵養の機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。	これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源かん養の機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。
エ　（略）	エ　（略）
（２）　法第１０条の２第２項の許可基準の配慮規定として同条第３項において「 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する	（２）　法第１０条の２第２項の許可基準の配慮規定として同条第３項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する

森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。 これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水害の防止、水源の涵養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度の発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。	森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。 これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度の発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。
２・３　（略）	２・３　（略）
第３　許可に付する条件（森林法第１０条の２第４項及び第５項関係事項） 法第１０条の２第４項において「第１項の許可には、擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付することができる」こととされているが、その内容は、同条第５項において「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」と定められている。 条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理す	第３　許可に付する条件（森林法第１０条の２第４項及び第５項関係事項） 法第１０条の２第４項において「法第１０条の２第１項の許可には、条件を附することができる」こととされているが、その内容は、法第１０条の２第５項において「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」と定められている。 条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の

べきこと、開発行為を中止し又は廃止する場合に当該開発行為によって損なわれた森林の公益的機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付すものとする。	適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付すものとする。
第４　都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見（森林法第１０条の２第６項関係事項） 「都道府県知事は、（法第１０条の２）第１項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」（法第１０条の２第６項）こととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすのか技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。 意見を聴かなければならない関係市町村長とは、開発行為を行おうとする森林の土地を管轄する市町村長及び当該開発行為によって直接影響を受けると見込まれる市町村長である。 また、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」（政令第７条）とされており、本県においては、「林地開発許可に係る群馬県森林審議会諮問基準」（平成１０年４月１日制定、最終改正令和７年１月６日。別添参照。）において、部会（森林保全部会）に分掌させる事務の範囲を定めている。 なお、知事は、県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くことを	第４　都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見（森林法第１０条の２第６項関係事項） 「都道府県知事は、（法第１０条の２）第１項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」（法第１０条の２第６項）こととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすのか技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。 意見を聴かなければならない関係市町村長とは、開発行為を行おうとする森林の土地を管轄する市町村長及び当該開発行為によって直接影響を受けると見込まれる市町村長である。 また、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」（政令第７条）とされており、本県においては、「林地開発許可に係る群馬県森林審議会諮問基準」（平成１０年４月１日制定、最終改正平成２３年７月２９日。別添参照。）において、部会（森林保全部会）に分掌させる事務の範囲を定めている。 なお、知事は、県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くことを

もって開発許可の手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるものとする。	もって開発許可の手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるものとする。
第５　監督処分（森林法第１０条の３関係事項）	第５　監督処分（森林法第１０条の３関係事項）
１　法第１０条の３第１項において「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第１０条の２第２項の各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断するものとする。	「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第１０条の２第２項の各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断するものとする。
監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかにこれを行うとともに、復旧に必要な行為の命令に当たっては、当該命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。この場合においては、当該監督処分に正当な理由がなくて従わなかったときは、法第１０条の３第２項の規定によりその旨等を公表することがあることを、併せて通知するものとする。	監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することとし、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。
また、法第１０条の３第１項の「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものである。	
なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）による代執行ができるものである。	なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）による代執行ができるものである。
２　法第１０条の３第２項の趣旨及び目的は、	（新設）
①　土地に係る違反状態を明らかにすることにより、監督処分の事実を知らない第三者が当該土地の所有者になることによって当該	

監督処分に係る義務の履行が困難になることを防ぐこと ②　違反状態にある土地は災害等が発生する危険性が高まっている場合があることから、周辺住民に対して注意を促すこと にある。 同項の「正当な理由」としては、復旧に必要な措置に取り組んでいるものの、地震、洪水を始めとした自然災害等の不可抗力により、定められた期限までに当該措置が完了しなかった場合などである。 同項の規定による公表に当たっては、県のウェブページに、 ①　中止の命令又は復旧に必要な行為の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名） ②　①の者による違反の内容 ③　①の者が正当な理由なく従わなかった命令の内容 ④　当該命令に係る森林の土地の地番 ⑤　その他必要な事項 を掲載することとし、具体的な公表内容及び公表時期は、上記の趣旨及び目的を踏まえ適正に運用するものとする。 また、同項の規定は、地方公共団体が上記の趣旨及び目的に反しない限りにおいて、条例等で地域の実情に応じて別に公表規定を定めることを妨げない。 加えて、必要に応じて、現地において公表内容を記した標識を設置するなど土地の購入検討者等の関係者が確実に違反の事実を把握できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。なお、この標識の設置については、法第１８８条第３項の規定を適用することが	

できるものである。	
第６　（略）	第６　（略）
Ⅱ　開発行為の許可基準等の運用について（以下「運用基準」という。） 群馬県林地開発許可技術指針の運用に当たって、開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次に掲げる第１から第６までの要件を満たすか否かにつき審査して行うほか、許可に伴う事務については次に掲げる第７から第１０までに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。	Ⅱ　開発行為の許可基準等の運用について（以下「運用基準」という。） 群馬県林地開発許可技術指針の運用に当たって、開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次に掲げる第１から第６までの要件を満たすか否かにつき審査して行うほか、許可に伴う事務については次に掲げる第７から第９までに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。
第１　手続上の要件（省令第４条関係） １～３　（略） ４　申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認するものとする。具体的な内容については、申請要領によること。ただし、	第１　手続上の要件（省令第４条関係） １～３　（略） ４　申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。具体的な内容については、申請要領によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。 また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するもの

開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。 融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。 （１）　防災施設等の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設等の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。 （２）　（略） ５　「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和３７年農林省告示第８５１号。以下「様式告示」という。）の様式１中注意事項３において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、申請要領によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。 また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設等の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請	とする。 （１）　防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。 （２）　（略） ５　「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和３７年農林省告示第８５１号。以下「様式告示」という。）の様式１中注意事項３において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、申請要領によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。 また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時

時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとする。	に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとすること。
６　（略）	６　（略）
第２　災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第１号関係）	第２　災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第１号関係）
１～４　（略）	１～４　（略）
５　土砂流出防止の措置	５　土砂流出防止の措置
開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。	開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。
（１）えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。	（１）えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。
ア　開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、標準４００立方メートルとし、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では６００立方メートル、特に目立った表面侵食のおそれが見られ	ア　開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では２００立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では６００立方メートル、

ない場合では２００立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。 イ　（略） （２）～（６）　（略） ６　排水施設 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。 （１）排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、土砂などの堆積による通水断面の縮小を考慮して設計上の計算で得られた計画流量に対して少なくとも２０パーセントの余裕が確保されるものとされていること。（８割水深の場合１．０、満水の場合１．２以上の安全率が確保されていること。） この場合、計画流量は次の（ア）及び（イ）により、流量は原則としてマニング式により求められていること。 （ア）・（イ）（略） 表３	それ以外の場合では４００立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。 イ　（略） （２）～（６）　（略） ６　排水施設 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。 （１）排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の（ア）及び（イ）により、流量は原則としてマニング式により求められていること。 （ア）・（イ）（略） 表３

地表状態＼区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林　　地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草　　地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕　　地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸　　地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

地表状態＼区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林　　地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草　　地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕　　地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸　　地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所の流出係数は、別記２を参照のこと。	
表４　（略）	表４　（略）
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
７　洪水調節池等の設置等	７　洪水調節池等の設置等
下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。	下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。
（１）洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、３０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。	（１）洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、３０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。
ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、５０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすること。	ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、５０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすること。
また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量は、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、標準４００立方メートルとし、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では６００立方メートル、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では２００立方メートルとするなど、	また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには２００立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには６００立方メートル、それ以外のときには

流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて適切に定められたものであること。 なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に３年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。 （２）～（５）　（略）	４００立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。 なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に３年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。 （２）～（５）　（略）
８・９　（略）	８・９　（略）
１０　仮設防災施設等の設置等 開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。	１０　仮設防災施設の設置等 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において て具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
１１　防災施設等の維持管理 （１）開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。 （２）開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、（１）と同様に計画書に記載されていること。	１１　防災施設の維持管理 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。 （新設）

１２　（略）	１２　（略）
第３　水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第１号の２関係） 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。考え方及び計算例等については「５章　森林法第１０条の２第２項第１号の２について」を参照のこと。	第３　水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第１号の２関係） 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。
１　洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での３０年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。 ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、５０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすること。	１　洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での３０年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。 ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、５０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすること。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量は、第２の７の（１）によるものであること。 なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第２の７の（１）によるものであること。	また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第２の７の（１）によるものであること。 なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第２の７の（１）によるものであること。
２～７　（略）	２～７　（略）
８　仮設の洪水調節池等の設置等 開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調節池等を設置する場合に準じて行われていること。	８　開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
９　洪水調節池等の維持管理 （１）開発行為の施行中において、設置した洪水調節池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調節池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。 （２）開発行為の完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理の方法についても、（１）と同様に計画書に記載されていること。	９　開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。 （新設）
１０　都市計画法の基準の適合判断 第３の１から９までにかかわらず、開発行為が都市計画法第２９条第１項又は第２項の許可を要する場合は同法第３３条第１項第３号の基準に適合することをもって法第１０条の２第２項第１号の２の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基	１０　第３の１から９までにかかわらず、開発行為が都市計画法第２９条第１項又は第２項の許可を要する場合は同法第３３条第１項第３号の基準に適合することをもって法第１０条の２第２項第１号の２の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに都道府県知事が第３の１から９までを踏まえて定める同

準のうちに都道府県知事が第３の１から９までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。	号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。
第４　水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第２号関係） １・２　（略） ３　仮設の貯水池等の設置等 開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。 ４　貯水池等の維持管理 （１）開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。 （２）開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、（１）と同様に計画書に記載されていること。	第４　水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第２号関係） １・２　（略） （新設） （新設）
第５　環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第３号関係） １　森林又は緑地の残置又は造成	第５　環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第３号関係） １　森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。	開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　残置森林等の維持管理	４　残置森林等の維持管理
残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましい。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたりその保全又は形成に努めるものとし、許可条件としてその旨を付すこととする。	残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めることとする。
また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とし、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等を行うこと。	また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とし、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等を行うこと。
残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととする。施設の増設等に係る開発許可の申請を行う場	さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、施設の増設等に係る開発許可の申請を行う

合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないものとすること。 　なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記すること。	場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないものとすること。 　なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記すること。
第６　（略） 第７　（略）	第６　（略） 第７　（略）
第８　開発行為に係る完了確認等 １　（略） ２　上記のほか、法第１０条の２第４項の規定により防災施設等を特定の開発行為に先行して設置することを許可条件として付した場合には、当該防災施設等が計画書の内容のとおりに設置されたことの確認を受けるまでの間は、当該特定の開発行為を行わないこと。仮に、当該確認を経ずに当該特定の開発行為に着手した場合、その着手の時点において防災施設等が計画書の内容のとおりに設置されていなかったことが明らかになった場合には、法第２０６条第２号の罰則の対象となり得る。 　また、こうした防災施設等の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設等の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に	第８　開発行為に係る完了確認等 １　（略） ２　上記のほか、防災施設の設置を先行させること。 　こうした防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況の定期報告について実施する場合がある。

部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況の定期報告について実施する場合がある。 ３　（略）	 ３　（略）
第９　関係市町村長の意見（森林法第１０条の２第６項関係） 事務取扱第４の関係市町村長の意見について、関係市町村長は意見聴取に応じるに当たり、必要と認められる場合には、開発行為により影響を受ける者の意見を把握し、その意見を踏まえてその意見聴取に応じることができる。関係市町村長が開発行為により影響を受ける者の意見を把握するために、申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者へ提供することを希望した場合、当該提供に関する同意の有無等を確認するため、速やかに回答すること。	（新設）
第１０　その他　（略）	第９　その他　（略）
別記１　（略）	別記１（略）
別記２ 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について 前文　（略） 第１　（略） 第２	別記２ 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について 前文　（略） 第１　（略） 第２

１　（略）

２　排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

（１）排水施設の断面について

排水施設の断面については、運用基準第２の６の（１）の規定に基づくものとするが、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所の流出係数については、運用基準表３によらず、次の表を参考にして定められていること。 浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態＼区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	１．０	０．９～１．０	０．９

（２）排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、運用基準第２の６の（２）の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

１　（略）

２　排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

（１）排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、運用基準表３によらず、次の表を参考にして定められていること。 浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態＼区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	１．０	０．９～１．０	０．９

（３）排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、運用基準第２の６の（２）の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第３　残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域における残置森林等の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記１によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	１　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が４０ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね２５パーセント以上、かつ、残置森林率はおおむね１５パーセント以上とする。 ２　事業区域内の開発行為に係る森林	１　原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。

第３　残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記１によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね２５パーセント以上、かつ、残置森林率はおおむね１５パーセント以上とする。 （新設）	１　原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が２０ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅３０メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね３０メートル以上の幅の

		の面積が４０ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね６０パーセント以上とする。	２　開発行為に係る１か所当たりの面積はおおむね２０ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が４０ヘクタール以上の場合は、４のとおり全				うち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 ２　開発行為に係る１か所当たりの面積はおおむね２０ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

			て残置森林）を配置する。				
			3　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が２０ヘクタール以上４０ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね３０メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。				（新設）
			4　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が４０ヘクタール以上の場合は、原則として周辺				（新設）

		部におおむね３０メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

（注）　「１箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

なお、運用基準第５の４において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

（新設）

なお、運用基準第５の４において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

第４　その他配慮事項 （略） １・２　（略） ３　地域の合意形成等を目的とした制度との連携について 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成２５年法律第８１号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。 このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発については、必要に応じてこれらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図ること。 別添　（略）	第４　その他配慮事項 （略） １・２　（略） ３　地域の合意形成等を目的とした制度との連携について 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成２５年法律第８１号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。 このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発については、必要に応じてこれらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図ること。 別添　（略）

「群馬県林地開発許可申請要領」改正新旧対照表

改正案	改正前
群馬県林地開発許可申請要領（令和９年〇月〇日改正） １　申請書類及び添付図書の作成 （１）　（略） （２）書類の製本 ア　（略） イ　綴込順序 表紙、目録、林地開発許可申請書、地番明細表、開発行為に関する計画書、その他の添付書類、位置図、区域図、土地利用規制・現況図、公図合成図、公図・造成計画平面図複合図、流域現況図、求積図、その他の設計図の順。 （３）　（略） ２　申請書の提出先　（略）	群馬県林地開発許可申請要領（令和７年１１月１日改正） １　申請書類及び添付図書の作成 （１）　（略） （２）書類の製本 ア　（略） イ　綴込順序 表紙、目録、林地開発許可申請書、地番明細表、開発行為に関する計画書、その他の添付書類、位置図、区域図、土地利用規制・現況図、公図・造成計画平面図複合図、流域現況図、その他の設計図の順。 （３）　（略） ２　申請書の提出先　（略）

Ⅰ　申請に必要とする書類

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	書類名	様式	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
1	林地開発許可申請書	別途定める	○			・森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件
	林地開発変更許可申請書	同上		○		・群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則
	林地開発計画変更届出書	同上			○	同上
	林地開発変更経緯表	同上		○	○	・林地開発変更許可申請書及び林地開発計画変更届出書に添付する。
2	地番明細表	第１号	○	△	△	・変更許可申請又は変更届において、記載事項に変更のない場合は、省略することができる。 ・各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。
3	開発行為に関する計画書（１）	第２－１号	○	○	○	各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。
	開発行為に関する計画書（２）	第２－２号	○	○	○	同上
4	工程表	第３号	○	○	○	同上
5	申請者の信用及び資力に関する書類		○	△	△	・許可を受けようとする者（特殊法人登記令（昭和３９年政令第２８号）第１条の特殊法人を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記簿の謄本及び定款、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。個人である場合には住民票等。 ・自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類。 ・貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料。 ・納税証明書（法人税及び法人事業税）。 ・事業経歴書。
	誓約書	第４号	○	△	△	・森林法第１０条の３第１項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類
	保証書又は工事誓約書	第５号又は第６号	○	△	△	・土石等の採掘の場合にあっては保証書、その他の開発行為にあっては工事誓約書。

Ⅰ　申請に必要とする書類

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	書類名	様式	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
1	林地開発許可申請書	別途定める	○			・森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件
	林地開発変更許可申請書	同上		○		・群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則
	林地開発計画変更届出書	同上			○	同上
	林地開発変更経緯表	同上		○	○	・林地開発変更許可申請書及び林地開発計画変更届出書に添付する。
2	地番明細表	第　1号	○	△	△	・変更許可申請又は変更届において、記載事項に変更のない場合は、省略することができる。 ・各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。
3	開発行為に関する計画書（１）	第 2-1号	○	○	○	各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。
	開発行為に関する計画書（２）	第 2-2号	○	○	○	同上
4	工程表	第　3号	○	○	○	同上
5	申請者の信用及び資力に関する書類		○	△	△	・許可を受けようとする者（特殊法人登記令（昭和３９年政令第２８号）第１条の特殊法人を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記簿の謄本及び定款、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。個人である場合には住民票等。 ・自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類。 ・貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料。 ・納税証明書。 ・事業経歴書。
	保証書又は工事誓約書	第４号又は第５号	○	○	△	・土石等の採掘の場合にあっては保証書、その他の開発行為にあっては工事誓約書。

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	書類名	様式	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
6	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類		○	△	△	林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。 ・建設業法許可書（土木工事業）。 ・事業経歴書。 ・預金残高証明書。 ・納税証明書（法人税及び法人事業税）。 ・事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）。 ・林地開発に係る施工実績を示す書類。（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
7	他法令の許認可申請又は許認可書の写し		○	△	△	・開発事業の実施について法令の規定による許可等を必要とするもので、当該許可等がなされているものにあっては、当該許可等を証する書類又は申請中のものにあっては当該申請書の写し。
	地域住民又は市町村の長との協定に関する書類		○	△		・環境保全、災害の防止等に関して地域住民又は市町村の長と協定したものにあっては、その内容を記載した書類。 ・公共施設及び公益的施設の設置又は当該施設の維持管理について、関係機関との協議をしたものにあっては、その内容を記載した書類。
8	残置森林等の保全に関する協定の締結について	第7号	○	△		・変更許可申請において、開発行為をしようとする森林に変更のない場合は、省略することができる。
	残置森林等の保全に関する協定書	第8－1号 第8－2号	○	△		・残置し又は造成する森林（緑地）について、地方公共団体と締結した保全に関する協定書。（開発行為の目的が土石等の採掘のみのである場合を除く全ての場合）

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	書類名	様式	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
6	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類		○	△	△	林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。 ・建設業法許可書（土木工事業）。 ・事業経歴書。 ・預金残高証明書。 ・納税証明書。 ・事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）。 ・林地開発に係る施工実績を示す書類。（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
7	他法令の許認可申請又は許認可書の写し		○	△	△	・開発事業の実施について法令の規定による許可等を必要とするもので、当該許可等がなされているものにあっては、当該許可等を証する書類又は申請中のものにあっては当該申請書の写し。
	地域住民又は市町村の長との協定に関する書類		○	△		・環境保全、災害の防止等に関して地域住民又は市町村の長と協定したものにあっては、その内容を記載した書類。 ・公共施設及び公益的施設の設置又は当該施設の維持管理について、関係機関との協議をしたものにあっては、その内容を記載した書類。
8	残置森林等の保全に関する協定の締結について	第6号	○	△		・変更許可申請において、開発行為をしようとする森林に変更のない場合は、省略することができる。
	残置森林等の保全に関する協定書	第7-1号 第7-2号	○	△		・残置し又は造成する森林（緑地）について、地方公共団体と締結した保全に関する協定書。（開発行為の目的が土石等の採掘のみのである場合を除く全ての場合）

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	書類名	様式	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
９	当該開発行為により影響を受ける者の同意書	第９－１号 第９－２号 第９－３号	○	△		・当該開発行為により影響を受けることとなる地区代表者の同意を証する書類。（変更許可申請において、開発行為の目的を変更・付加する場合、造成計画が大幅に変更になる場合は地区代表者の同意を証する書類を必要とする。） ・当該開発行為により影響を受けることとなる水利権者のいる場合には、その同意を証する書類。 ・排水等を河川等に放流しようとする者にあっては、当該河川等の管理者及び関係水利権者等の同意を証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね３ヶ月程度の同意書とする。
１０	土地所有者等関係権利者の同意書	第１０号	○	△	△	開発行為をしようとする森林の区域に含まれる土地又は建築物の権利を有する者の同意を得ていることを証する書類。 注）・上記の書類は、土地登記簿謄本、売買又は賃貸借契約書、同意書等をいう。 ・同意を得る権利とは、所有権、地上権、賃借権、永小作権、地役権、入会権、採石権、鉱業権、抵当権等をいう。 変更時において、事業区域が増となる場合、上記の書類を添付する。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね３ヶ月程度の同意書とする。
	隣接土地所有者の同意書	第１１号	○	△	△	・開発行為に係る森林の端部から２０m以内にある事業区域外の土地の権利者の同意を得ていることを証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね３ヶ月程度の同意書とする。
１１	各構造物の安定計算書、土量計算書及び調査試験報告書等		○	△	△	・安定計算等に適用する諸基準は、群馬県土木工事標準仕様書で示された基準とし、適用した基準を安定計算書に明示する。
１２	ピーク流量計算地点に関する同意書	第１２－１号 第１２－２号	○ ※	△		・ピーク流量計算地点（狭窄部）選定に当たり、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていることを証する書類。 ※放流先の同意が得られない等のやむを得ない理由により浸透型施設を計画する場合は事前に森林保全課に相談すること。

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	書類名	様式	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
９	当該開発行為により影響を受ける者の同意書	第８－１号 第８－２号 第８－３号	○	△		・当該開発行為により影響を受けることとなる地区代表者の同意を証する書類。 ・当該開発行為により影響を受けることとなる水利権者のいる場合には、その同意を証する書類。 ・排水等を河川等に放流しようとする者にあっては、当該河川等の管理者及び関係水利権者等の同意を証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね３ヶ月程度の同意書とする。
１０	土地所有者等関係権利者の同意書	第９号	○	△	△	開発行為をしようとする森林の区域に含まれる土地又は建築物の権利を有する者の同意を得ていることを証する書類。 注）・上記の書類は、土地登記簿謄本、売買又は賃貸借契約書、同意書等をいう。 ・同意を得る権利とは、所有権、地上権、賃借権、永小作権、地役権、入会権、採石権、鉱業権、抵当権等をいう。 変更時において、事業区域が増となる場合、上記の書類を添付する。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね３ヶ月程度の同意書とする。
	隣接土地所有者の同意書	第１０号	○	△	△	・開発行為に係る森林の端部から 20m以内にある事業区域外の土地の権利者の同意を得ていることを証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね３ヶ月程度の同意書とする。
１１	各構造物の安定計算書、土量計算書及び調査試験報告書等		○	△	△	・安定計算等に適用する諸基準は、群馬県土木工事標準仕様書で示された基準とし、適用した基準を安定計算書に明示する。

Ⅱ　申請に必要とする図面

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

○共通添付図面

申請書目次	図面名称	記載方法番号	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
11－1	位置図	1	○			
－2	区域図	2	○	△	△	事業区域に変更があった場合必要
－3	土地利用規制・現況図	3	○	△	△	同上
－4	公図合成図	4	○	△	△	同上
－5	公図・造成計画平面図複合図	5	○	△	△	造成計画に変更があった場合に必要
－6	流域現況図	6	○	△		流域が変わる場合必要
－7	求積図	7	○	△	△	地番明細表（「土地の所在場所一覧表」及び「用途別一覧表」）に変更があった場合必要
－8	新旧対照造成計画平面図			○	○	変更後の造成計画平面図に新たに開発行為に係る森林となった部分を赤色、新たに残置森林となった部分を緑色で彩色する。

○別荘地、宿泊施設・レジャー施設、工場・事業場及び住宅団地等設計図

12	造成計画平面図	1	○	○	○	
13	造成計画断面図	2	○	△	△	
14－1	道路計画平面図	3	○	△	△	
－2	道路縦断面図	4	○	△	△	
－3	道路横断面図	5	○	△	△	
－4	道路構造物詳細図	6	○	△	△	
15－1	防災計画図	7	○	○	○	
－2	防災施設の詳細図	8	○	△	△	
16－1	排水施設計画平面図	9	○	△	△	
－2	排水施設の詳細図	10	○	△	△	
17	空中写真	11	○	○	○	

Ⅱ　申請に必要とする図面

○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

○共通添付図面

申請書目次	図面名称	記載方法番号	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
11－1	位置図	1	○			
－2	区域図	2	○	△	△	事業区域に変更があった場合必要
－3	土地利用規制・現況図	3	○	△	△	同上
－4	公図・造成計画平面図複合図	4	○	△	△	
－5	流域現況図	5	○	△		流域が変わる場合必要
－6	新旧対照造成計画平面図			○	○	変更後の造成計画平面図に新たに開発行為に係る森林となった部分を赤色、新たに残置森林となった部分を緑色で彩色する。

○別荘地、宿泊施設・レジャー施設、工場・事業場及び住宅団地等設計図

12	造成計画平面図	1	○	○	○	
13	造成計画断面図	2	○	△	△	
14－1	道路計画平面図	3	○	△	△	
－2	道路縦断面図	4	○	△	△	
－3	道路横断面図	5	○	△	△	
－4	道路構造物詳細図	6	○	△	△	
15－1	防災計画図	7	○	○	○	
－2	防災施設の詳細図	8	○	△	△	
16－1	排水施設計画平面図	9	○	△	△	
－2	排水施設の詳細図	10	○	△	△	
17	空中写真	11	○	○	○	

○太陽光発電設備、ゴルフ場　　○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	図面名称	記載方法番号	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
１２	造成地計画平面図	１	○	○	○	
１３	造成地計画断面図	２	○	○	△	横断図は変更のないコースについては省略することができる。
１４	切盛土計画平面図	３	○	○	△	
１５－１	道路計画平面図	４	○	△	△	
－２	道路縦断面図	５	○	△	△	
－３	道路横断面図	６	○	△	△	
－４	道路構造物詳細図	７	○	△	△	
１６－１	防災計画図	８	○	○	○	
－２	防災施設の詳細図	９	○	△	△	
１７－１	排水施設計画平面図	１０	○	△	△	
－２	排水施設の詳細図	１１	○	△	△	
１８	空中写真	１２	○	○	○	

○土石等の採掘

１２	採掘計画平面図	１	○	○	○	
１３	縦断面図	２	○	○	○	
１４	横断面図	３	○	○	○	
１５	災害防止に必要な施設計画図	４	○	○	○	
１６	土捨場図面	５	○	△	△	
１７	緑化・植栽仕様図	６	○	○	△	
１８	現場写真	７	○	○	○	
１９	採掘跡地利用計画平面図	８	○	○	○	

○太陽光発電設備、ゴルフ場　　○印：必要とする書類　△印：変更内容により必要とする書類

申請書目次	図面名称	記載方法番号	許可申請	変更許可申請	変更届	備考
１２	造成地計画平面図	１	○	○	○	
１３	造成地計画断面図	２	○	○	△	横断図は変更のないコースについては省略することができる。
１４	切盛土計画平面図	３	○	○	△	
１５－１	道路計画平面図	４	○	△	△	
－２	道路縦断面図	５	○	△	△	
－３	道路横断面図	６	○	△	△	
－４	道路構造物詳細図	７	○	△	△	
１６－１	防災計画図	８	○	○	○	
－２	防災施設の詳細図	９	○	△	△	
１７－１	排水施設計画平面図	１０	○	△	△	
－２	排水施設の詳細図	１１	○	△	△	
１８	空中写真	１２	○	○	○	

○土石等の採掘

１２	採掘計画平面図	１	○	○	○	
１３	縦断面図	２	○	○	○	
１４	横断面図	３	○	○	○	
１５	災害防止に必要な施設計画図	４	○	○	○	
１６	土捨場図面	５	○	△	△	
１７	緑化・植栽仕様図	６	○	○	△	
１８	現場写真	７	○	○	○	
１９	採掘跡地利用計画平面図	８	○	○	○	

○共通添付図面	○共通添付図面
１～３　（略）	１～３　（略）
4　公図合成図（造成計画平面図と同縮尺）	（新設）
（１）隣接土地所有者の同意書取得範囲（開発行為に係る森林の端部から 20m 以内にある事業区域外の土地）が分かる図とする。	
（２）開発区域の境界を赤色で明示する。	
（３）開発行為に係る森林の境界及び開発行為に係る森林から 20m の境界を明示する。	
（４）各土地の地番及び所有者を明示する。	
5　公図・造成計画平面図複合図（造成計画平面図と同縮尺）	4　公図・造成計画平面図複合図（造成計画平面図と同縮尺）
（１）公図は事業区域に加え、隣接土地所有者の同意書取得範囲（開発行為に係る森林の端部から 20m 以内にある事業区域外の土地）を含むものとする。	（新設）
（２）開発区域の境界を赤色で明示する。	（１）開発区域の境界を赤色で明示する。
（３）大字及び字名を記載し、その境界を明示する。	（２）大字及び字名を記載し、その境界を明示する。
（４）開発区域及びその周辺における国、県、市町村道、河川、林道、認定外道水路を次表により彩色し凡例をつけること。 なお、造成計画平面図に記載された事項が見やすいように彩色するものとする。	（３）開発区域及びその周辺における国、県、市町村道、河川、林道、認定外道水路を次表により彩色し凡例をつけること。 なお、造成計画平面図に記載された事項が見やすいように彩色するものとする。
6　流域現況図（25,000 分の１）	5　流域現況図（25,000 分の１）
（１）～（３）（略）	（１）～（３）（略）
7　求積図	（新設）

（１）　地番明細表（「土地の所在場所一覧表」及び「用途別一覧表」）の面積が確認できるものとする。	
○別荘地・宿泊施設・レジャー施設・工場・事業場及び住宅団地 １～７　（略） ８　防災施設の詳細図（縮尺：任意） （１）・（２）　（略） （３）各施設については寸法等を明記する。 （４）切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。 ９～１１　（略）	○別荘地・宿泊施設・レジャー施設・工場・事業場及び住宅団地 １～７　（略） ８　防災施設の詳細図（縮尺：任意） （１）・（２）　（略） （新設） （３）切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。 ９～１１　（略）
○ゴルフ場 １～８　（略） ９ （１）沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。 （２）（１）以外の各施設については正面図、側面図を作成する。 （３）各施設については寸法等を明記する。 （４）切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。 （５）地質調査結果を正面図に明示する。 １０～１２　（略）	○ゴルフ場 １～８　（略） ９　防災施設の詳細図（縮尺：任意） （１）沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。 （２）（１）以外の各施設については正面図、側面図を作成する。 （新設） （３）切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。 （４）地質調査結果を正面図に明示する。 １０～１２　（略）
○太陽光発電設備	○太陽光発電設備

１～８　（略） ９　防災施設の詳細図（縮尺：任意） （１）沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。 （２）（１）以外の各施設については正面図、側面図を作成する。 （３）各施設については寸法等を明記する。 （４）切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。 １０～１２　（略） ○土石等の採掘 １～８　（略） ※　審査にあたり必要と認めた場合、Ⅰ及びⅡで定めた書類及び図面のほかに書類等を求めることがある。 Ⅲ　様式 （森林法施行規則第４条の申請書の様式） 林地開発許可申請書　（略） 林地開発変更経緯表　（略） 様式第１号　地番明細表（略）	１～８　（略） ９　防災施設の詳細図（縮尺：任意） （１）沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。 （２）（１）以外の各施設については正面図、側面図を作成する。 （新設） （３）切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。 １０～１２　（略） ○土石等の採掘 １～８　（略） （新設） Ⅲ　様式 （森林法施行規則第４条の申請書の様式） 林地開発許可申請書　（略） 林地開発変更経緯表　（略） 様式第１号　地番明細表（略）

様式第２－１号（規格Ａ４）（申請書目次３）

開発行為に関する計画書（１）

〔求積方法：　　〕

申請者	住所			
	氏名			
開発行為の目的				
開発行為に係る事業又は施設の名称				
開発区域の位置	（記載例）○○駅から北に○○km、□□市役所から西に□□km に位置し、△△の東側かつ××の向かいに位置する。			
開発行為に係る森林の所在場所				
事業区域の面積	開発行為をしようとする事業区域面積			ヘクタール
	開発行為をしようとする森林面積			ヘクタール
	開発行為に係る森林面積			ヘクタール
計画する森林等の内容	残置森林面積（１６年生以上）			ヘクタール
	若齢林の面積（１５年生以下）			ヘクタール
	造成森林面積			ヘクタール
	合計			ヘクタール
	残置森林率	%		
	森林率	%		
事業計画	開発行為に係る森林部分	着工　令和　年　月　日　完了　令和　年　月　日		
	全体	着工　令和　年　月　日　完了　令和　年　月　日		
施設計画	例１　ゴルフ場	：　ホール数 コース延長	H m	
	例２　住宅、別荘	：　戸　数 １区画面積 人　口	戸 ㎡/戸 人	
	例３　土・石・砂利採取量 （種別　採取方法　用途）	：	m^3	
	例４　埋立処分	：	m^3	
所要経費	万円			
事業区域の地形・地質・森林の概況	地　況	標高	m～　m　（平均　m）	
		傾斜度	度～　度　（平均　度）	
		地質		
		土壌		
		基岩名		
	林　況（樹種及び面積）	針葉樹	（※樹種を記載）	ｈａ（　％）
		広葉樹	（※樹種を記載）	ｈａ（　％）
		無立木地		ｈａ（　％）
		合計		ｈａ（１００．０％）
		上記のうち１５年生以下の若齢林		ｈａ（　％）

（注）１　面積は小数第４位、率は小数第１位まで記載する。
　　２　変更の場合経緯のわかるものを添付する。
※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。

様式第２－１号（規格Ａ４）（申請書目次３）

開発行為に関する計画書（１）

〔求積方法：　　〕

申請者	住所			
	氏名			
開発行為の目的				
開発行為に係る事業又は施設の名称				
開発区域の位置				
開発行為に係る森林の所在場所				
事業区域の面積	開発行為をしようとする事業区域面積			ヘクタール
	開発行為をしようとする森林面積			ヘクタール
	開発行為に係る森林面積			ヘクタール
計画する森林等の内容	残置森林面積（１６年生以上）			ヘクタール
	若齢林の面積（１５年生以下）			ヘクタール
	造成森林面積			ヘクタール
	合計			ヘクタール
	残置森林率　％	森林率　％		
事業計画	開発行為に係る森林部分	着工　令和　年　月　日　完了　令和　年　月　日		
	全体	着工　令和　年　月　日　完了　令和　年　月　日		
施設計画	例１　ゴルフ場	：　ホール数 コース延長	H m	
	例２　住宅、別荘	：　戸　数 １区画面積 人　口	戸 ㎡/戸 人	
	例３　土・石・砂利採取量 （種別　採取方法　用途）	：	m^3	
	例４　埋立処分	：	m^3	
所要経費	万円			
事業区域の地形・地質・森林の概況	地　況	標　高 傾斜度 地　質 土　壌	：　m～　m　（平均　m） ：　度～　度　（平均　度） ： ：　基岩名	
	林　況	針葉樹 広葉樹 無立木地	：（樹　種） ：（樹　種） ：	ｈａ（　％） ｈａ（　％） ｈａ（　％）
		合　計 上記のうち１５年生以下の若齢林		ｈａ（１００％） ｈａ（　％）

（注）１　面積は小数第４位、率は小数第１位まで記載する。
　　２　変更の場合経緯のわかるものを添付する。
※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。

周辺地域における住宅農道道路公園その他の施設の状況			
当該森林の水源かん養機能に依存する地域の水需用の状況	飲料水源及びその他の生活水源の有無	（有・無）	
	防火用水等に関する利用の有無	（有・無）	
	漁業関係施設の有無	（有・無）	
	水源に依存する農地の有無	（有・無）	
	確認方法		
周辺地域の自然環境及び生活環境の状況			
事業区域内における災害が発生するおそれがある区域の該当の有無	＜区域の名称＞	該当の有無	（有の場合）必要な措置
	砂防指定地	（有・無）	
	急傾斜地崩壊危険区域	（有・無）	
	地すべり防止区域	（有・無）	
	土砂災害警戒区域	（有・無）	
	災害危険区域	（有・無）	
	山腹崩壊危険地区	（有・無）	
	地すべり危険地区	（有・無）	
	崩壊土砂流出危険地区	（有・無）	

事業区域内の用地取得等の状況		全体		森林	
		筆数	人数	筆数	人数
	所有権	筆	人	筆	人
	賃貸借等	筆	人	筆	人
	同意済	筆	人	筆	人
	未同意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人

事業区域内の所有権以外の権利についての同意状況		全体		森林	
		筆数	人数	筆数	人数
	同意済	筆	人	筆	人
	未同意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人

隣接土地所有者の同意状況		筆数	人数
	同意済	筆	人
	未同意	筆	人
	計	筆	人

(注) 「森林」は地番明細表の１の（１）、また、「全体」は同表の１の（１）と（２）を合わせたものに係るものを指す。

周辺地域における住宅農道道路公園その他の施設の状況	
当該森林の水源かん養機能に依存する地域の水需用の状況	・飲料水源及びその他の生活水源の有無 ・防火用水等に関する利用の有無 ・漁業関係施設の有無 ・水源に依存する農地の有無
周辺地域の自然環境及び生活環境の状況	

事業区域内の用地取得等の状況		全体		森林	
		筆数	人数	筆数	人数
	所有権	筆	人	筆	人
	賃貸借等	筆	人	筆	人
	同意済	筆	人	筆	人
	未同意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人

事業区域内の所有権以外の権利についての同意状況		全体		森林	
		筆数	人数	筆数	人数
	同意済	筆	人	筆	人
	未同意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人

隣接土地所有者の同意状況		筆数	人数
	同意済	筆	人
	未同意	筆	人
	計	筆	人

(注) 「森林」は地番明細表の１の（１）、また、「全体」は同表の１の（１）と（２）を合わせたものに係るものを指す。

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。

開発行為により影響を受ける者	影響を受ける者及び同意書等の有無及び同意年月日（森林組合・地区代表者・水利組合・土地改良区・漁業権者・水利権者等）					
	放流先の管理者等及び放流同意書の有無及び同意年月日					
他法令等の許認可状況	（宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、大規模条例、土砂条例、農地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土石採取関係法、国有財産法、道路法、河川法、自然公園法、環境影響評価法、再エネ条例等）					
ピーク流量計算地点（狭窄部選定）の同意状況	河川等の管理者及び同意書等の有無及び同意年月日					
工区区分等の内容（開発行為をしようとする区域でとらえる）	区　分	全体計画	期　別　計　画			
			第１期（　～　）	第２期	第　期	第　期
	施設の規模					
	面　積					
工事施工者	住　所	TEL（　）　－				
	氏　名					
周辺地域の森林施業に対する配慮						
周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮						
法令による登録等						
（注）　法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法（昭和３７年法律第１７６号）による免許、建設業法（昭和２４年法律第１００号）による建設登録、採石法、砂利採取法による登録等について記載すること。						

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。

事業経費内訳書　（略）

開発行為により影響を受ける者	影響を受ける者及び同意書等の有無及び同意年月日（森林組合・地区代表者・水利組合・土地改良区・漁業権を有するもの等）					
他法令等の許認可状況	（都市計画法・大規模条例、農地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土石採取関係法、国有財産法、道路法、自然公園法、環境影響評価等）					
工区区分等の内容（開発行為をしようとする区域でとらえる）	区　分	全体計画	期　別　計　画			
			第１期（　～　）	第２期	第　期	第　期
	施設の規模					
	面　積					
工事施工者	住　所	TEL（　）　－				
	氏　名					
周辺地域の森林施業に対する配慮						
周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮						
法令による登録等						
（注）　法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）による免許、建設業法（昭和２４年法律第１００号）による建設登録、採石法、砂利採取法による登録等について記載すること。						

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。

事業経費内訳書　（略）

様式２－２号（規格Ａ４）（申請書目次３）

開発行為に関する計画書（２）

設計方針及び防災計画	工法	切土 ※工法を記入すること		盛土 ※工法を記入すること	
	法面の勾配等	切土	土質		
			勾配	１：	
			最大切土高	m	
		盛土	土質		
			勾配	１：	
			最大盛土高	m	
	小段の設置	切土：直高	m以内毎に幅	mの小段を設置	
		盛土：直高	m以内毎に幅	mの小段を設置	
	法面保護等	法面排水施設の設置	位置		
			規格		
		法面保護工	工法		
			施行時期		
	構造物の設置	擁壁等構造物の設置箇所、構造			
	土工量	土量計算の方法			
		切土量	m3		
		盛土量	m3		
		残土量	m3		
		残土処理方法			
	防災施設等	流出土砂量の算定方法			
		防災施設の工種、数量			
	仮設防災施設等	仮設防災施設の工種、施行箇所、施工時期、数量等			
	雨水排水施設等	雨水流出量算定式			
		設計降雨強度式	（　　地区　　年確率降雨）		
		設置箇所及び規格			
		流出処理方法	※放流先及び排水方法を記入すること。		
	洪水調節池（洪水調整池）	設計降雨強度式	（　　地区　　年確率降雨）		
		調節容量			
		堆砂量			
		農業用水量			
		洪水調節池箇所数			
		構造の概要	※数量の多い場合は別紙とする。		

様式２－２号（規格Ａ４）（申請書目次３）

開発行為に関する計画書（２）

設計方針及び防災計画	工法	切土	盛土
	法面の勾配等	切土：（土質記入）（１：　　）　最大切土高　　m	
		盛土：（土質記入）（１：　　）　最大切土高　　m	
	小段の設置	切土：直高　　m以内毎に幅　　mの小段を設置	
		盛土：直高　　m以内毎に幅　　mの小段を設置	
	法面保護等	法面排水施設の設置（位置・規格等）、法面保護工（工法、施行時期等）	
	構造物の設置	擁壁等構造物の設置箇所・構造	
	土工量	切土量：　　m^3　盛土量：　　m^3 （残土量：　　m^3　残土処理法　　） 土量計算の方法：	
	防災施設等	流出土砂量の算定方法 防災施設（仮設）の工種、数量	
	雨水排水施設等	雨水流出量 算定式：　　設置箇所： 設計降雨強度式　　流出処理方法： （　　地区　　年確率降雨）	
	洪水調節池（洪水調整池）	設計降雨強度式：　　（　　地区　　年確率降雨） 調節容量：　　m^3　堆砂量：　　m^3 農業用水量：　　m^3　その他：　　m^3 洪水調節池箇所数： 構造の概要： ※数量の多い場合、別紙とする。	
	防災施設の維持管理方法	※開発行為の施行中及び開発完了後の維持管理方法について記載すること。	
水の確保	水量の確保		
	水質悪化の防止		
事業区域内に計画する森林等の内容	残置森林	残置森林に係る権利	（有・無）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	造成森林（緑地を含む）	造成方法	表土の復元方法 造成森林の計画内容（樹高、密度、樹種）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	総合	保全管理の方法、協定等の名称、根拠法令等、管理予定者、景観の維持対策	

設計方針及び防災計画	防災施設等、雨水排水施設等、洪水調節池（洪水調整池）、沈砂池等の維持管理方法	開発行為の施行中	＜点検項目＞ ※防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等の点検項目を防災施設ごとに具体的に記載すること。
			＜点検のスケジュール＞ ※点検時期及び点検頻度を記載すること。また、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的に記載し、具体的な時期が不明確となる記載にしないこと。
			＜点検結果に応じて必要となる対応＞ ※点検項目に対する点検結果に応じて必要となる対応を具体的に記載すること。
			＜点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法＞ ※点検結果及び点検結果を踏まえた修繕等の対応状況の記録方法を記載すること。
		開発行為の完了後	＜点検項目＞ ※防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等の点検項目を防災施設ごとに具体的に記載すること。
			＜点検のスケジュール＞ ※点検時期及び点検頻度を記載すること。また、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的に記載し、具体的な時期が不明確となる記載にしないこと。
			＜点検結果に応じて必要となる対応＞ ※点検項目に対する点検結果に応じて必要となる対応を具体的に記載すること。
			＜点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法＞ ※点検結果及び点検結果を踏まえた修繕等の対応状況の記録方法を記載すること。
水の確保	水量の確保		
	水質悪化の防止		
	水の確保のために必要な貯水池等の維持管理方法	開発行為の施行中	＜点検項目＞
			＜点検のスケジュール＞
			＜点検結果に応じて必要となる対応＞
			＜点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法＞
		開発行為の完了後	＜点検項目＞
			＜点検のスケジュール＞
			＜点検結果に応じて必要となる対応＞
			＜点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法＞

事業区域内に計画する森林等の内容	残置森林	残置森林に係る権利	（有・無）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	造成森林 （緑地を含む）	造成方法	表土の復元方法 造成森林の計画内容（樹高、密度、樹種）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	総合	保全管理の方法 景観の維持対策	
		協定等の名称 根拠法令等	
		管理予定者	
	（事業終了後の措置計画がある場合） 原状回復等の事後措置・原状回復方法		

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の２段書きとする。

様式第3号（規格Ａ4）（申請書目次4）

工程表（進捗状況表）

［開発行為施行期間　　ヵ月間］

工　種	年												構成比	進捗率	備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(%)	(%)	
準備															
測量															
伐採・伐根															
防災工事															
土工事															
整地造成工事															
張芝工事															
排水工事															
道路工事															
給水工事															
植栽工事															
建築工事															
土・石・砂利採掘工事															
残整理															
計										全体進捗率				%	

(注) 1　本表は、工程表及び進捗状況表として使用し、開発行為施行期間は開発行為に係る工期を月単位で記載する。
（1）　再開届及び期間延長届に添付の工程表として使用する場合は、変更前を黒書、変更後を朱書（上段）の2段書きとする。
（2）　進捗状況表として使用する場合は、現在の許可内容を黒書、進捗状況を朱書（上段）の2段書きとする。
2　申請の開発行為が大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画の工程表と期別の工程表を作成すること。
3　構成比及び進捗率は、事業費によること。
4　防災施設を先行設置する工程とすること。
5　仮設の防災施設等を設置する場合は、本設の防災施設等と区別して記載すること。

連絡先	申請者（担当者）	TEL（　）　－
	林地開発許可申請書作成の責任者	住　所 氏　名　　TEL（　）　－

様式第3号（規格Ａ4）（申請書目次4）

工程表（進捗状況表）

［開発行為施行期間　　ヵ月間］

工　種	年												構成比	進捗率	備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(%)	(%)	
準備															
測量															
伐採・伐根															
防災工事															
土工事															
整地造成工事															
張芝工事															
排水工事															
道路工事															
給水工事															
植栽工事															
建築工事															
土・石・砂利採掘工事															
残整理															
計										全体進捗率				%	

(注) 1　本表は、工程表及び進捗状況表として使用し、開発行為施行期間は開発行為に係る工期を月単位で記載する。
（1）　再開届及び期間延長届に添付の工程表として使用する場合は、変更前を黒書、変更後を朱書（上段）の2段書きとする。
（2）　進捗状況表として使用する場合は、現在の許可内容を黒書、進捗状況を朱書（上段）の2段書きとする。
2　申請の開発行為が大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画の工程表と期別の工程表を作成すること。
3　構成比及び進捗率は、事業費によること。

連絡先	申請者（担当者）	TEL（　）　－
	林地開発許可申請書作成の責任者	住　所 氏　名　　TEL（　）　－

様式第４号（規格Ａ４）（申請書目次５）

誓約書

年　月　日

群馬県知事　　宛て

私、○○○○（申請者）は、下記の林地開発行為を行うにあたり、森林法第１０条の３第１項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約します。

記

開発行為の目的

開発行為に係る森林の所在場所

住所

氏名　　印

（法人にあっては、その住所地、名称及び代表者の氏名）

（新設）

様式第５号（規格Ａ４）（申請書目次５）

保証書

収入印紙

年　月　日

群馬県知事　　宛て

連帯保証人　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

連帯保証人　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

○○○○（連帯保証人）は、◇◇◇◇（以下「開発事業者」という。）が、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項の規定により林地開発許可（変更許可を含む。）を受け、下記による林地開発行為を行うにあたり、行為者が当該開発行為の遂行ができなくなった場合は、○○○○（連帯保証人）の責において、当該開発許可地を適正に森林へ復旧することを連帯して保証します。

記

開発行為に係る森林の所在場所	市　町 大字　字　番地 郡　村 他　筆
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	

（注）１　連帯保証人の印鑑証明書を添付のこと。
　　２　採石工業組合が連帯保証人の場合、これを１名とすることができる。
　　３　面積は小数第４位まで記載する。
　　４　開発事業者と同一の代表取締役を有する法人は連帯保証人になれないものとする。

様式第４号（規格Ａ４）（申請書目次５）

保証書

収入印紙

年　月　日

群馬県知事　　宛て

連帯保証人　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

連帯保証人　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

○○○○（連帯保証人）は、◇◇◇◇（以下「開発事業者」という。）が、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２の規定により林地開発許可（変更許可を含む。）を受け、下記による林地開発行為を行うにあたり、行為者が当該開発行為の遂行ができなくなった場合は、○○○○（連帯保証人）の責において、当該開発許可地を適正に森林へ復旧することを連帯して保証します。

記

開発行為に係る森林の所在場所	市　町 大字　字　番地 郡　村 他　筆
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	

（注）１　連帯保証人の印鑑証明書を添付のこと。
　　２　採石工業組合が連帯保証人の場合、これを１名とすることができる。
　　３　面積は小数第４位まで記載する。
　　４　開発事業者と同一の代表取締役を有する法人は連帯保証人になれないものとする。

様式第６号（規格Ａ４）（申請書目次５）

工事契約書

年　月　日

群馬県知事　　宛て

私は、○○○○（開発事業者）が、△△△△（開発行為場所）において行う◇◇◇◇（開発行為の目的）にあたっては、下記のことについて責任を負うことを契約します。

記

１　群馬県の指導に従い、誠実に開発に係る工事を完成させること。

２　万一、工事を中断せざるを得ない事態に至った場合には、群馬県の指導に従い、防災及び当該森林の適正な復旧等必要な措置を講ずること。

工事施工者　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第５号（規格Ａ４）（申請書目次５）

工事契約書

年　月　日

群馬県知事　　宛て

私は、○○○○（開発事業者）が、△△△△（開発行為場所）において行う◇◇◇◇（開発行為の目的）にあたっては、下記のことについて責任を負うことを契約します。

記

１　群馬県の指導に従い、誠実に開発に係る工事を完成させること。

２　万一、工事を中断せざるを得ない事態に至った場合には、群馬県の指導に従い、防災及び当該森林の適正な復旧等必要な措置を講ずること。

工事施工者　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第７号（規格Ａ４）（申請書目次８）

年　月　日

群馬県知事　　宛て

開発事業者　住所
氏名
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

残置森林等の保全に関する協定について

このことについて、別添（写し）のとおり締結しました。

（注）協定書写添付

様式第６号（規格Ａ４）（申請書目次８）

年　月　日

群馬県知事　　宛て

開発事業者　住所
氏名
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

残置森林等の保全に関する協定について
このことについて、別添（写し）のとおり締結しました。

（注）協定書写添付

様式第８－１号（規格Ａ４）（申請書目次８）

残置森林等の保全に関する協定書

○○○○（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△　▽▽番地　外▽筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第１　乙は、森林法（昭和２５年法律第２４９号）第１０条の２第１項の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第２　前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第３　乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

＊その他必要な事項を追加すること。
＊別荘地の造成・住宅団地の造成以外の場合にこの様式を用いる。

年　月　日

甲　　印

乙　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第７－１号（規格Ａ４）（申請書目次８）

残置森林等の保全に関する協定書

○○○○（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△　▽▽番地　外▽筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第１　乙は、森林法（昭和２５年法律第２４９号）第１０条の２の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第２　前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第３　乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

＊その他必要な事項を追加すること。
＊別荘地の造成・住宅団地の造成以外の場合にこの様式を用いる。

年　月　日

甲　　印

乙　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第８－２号（規格Ａ４）（申請書目次８）

残置森林等の保全に関する協定書（別荘地の造成・住宅団地の造成）

○○○○（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△　▽▽番地　外▽筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第１　乙は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２第１項の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第２　前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第３　乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

第４　乙は、別荘分譲に際して、建ぺい率３０％以内とすることを条件として売買契約を締結するものとする。

第５　乙は、別荘分譲にあたっては、その期間並びに売買契約条項を甲に届け出るものとする。

＊その他必要な事項を追加すること。

年　月　日

甲　　印

乙　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

別記様式　残置森林等の維持管理計画書　（略）

様式第７－２号（規格Ａ４）（申請書目次８）

残置森林等の保全に関する協定書（別荘地の造成・住宅団地の造成）

○○○○（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△　▽▽番地　外▽筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第１　乙は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の２の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第２　前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第３　乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

第４　乙は、別荘分譲に際して、建ぺい率３０％以内とすることを条件として売買契約を締結するものとする。

第５　乙は、別荘分譲にあたっては、その期間並びに売買契約条項を甲に届け出るものとする。

＊その他必要な事項を追加すること。

年　月　日

甲　　印

乙　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

別記様式　残置森林等の維持管理計画書　（略）

様式第９－１号（規格Ａ４）（申請書目次９）

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（地区代表者用）

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、地区代表者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先	
	自治会名	
	住 所	市町村（大字）　　番地
	氏 名	印
	電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第８－１号（規格Ａ４）（申請書目次９）

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（地区代表者用）

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、地区代表者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先	
	自治会名	
	住 所	市町村（大字）　　番地
	氏 名	印
	電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第９－２号（規格Ａ４）（申請書目次９）

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（水利権者用）

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、水利権者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 （法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）	
	住 所	市町村（大字）　　番地
	氏 名	印
	電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第８－２号（規格Ａ４）（申請書目次９）

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（水利権者用）

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、水利権者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 （法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）	
	住 所	市町村（大字）　　番地
	氏 名	印
	電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第９－３号（規格Ａ４）（申請書目次９）

放流に関する同意書

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記の開発行為に係る排水を放流することに同意します。

記

１　放流場所

２　河川等の名称

３　放流水の種類

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 （法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）	
	住 所	市町村（大字）　番地
	氏 名	印
	電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第８－３号（規格Ａ４）（申請書目次９）

放流に関する同意書

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記の開発行為に係る排水を放流することに同意します。

記

１　放流場所

２　河川等の名称

３　放流水の種類

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 （法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）	
	住 所	市町村（大字）　番地
	氏 名	印
	電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第１０号（規格Ａ４）（申請書目次１０）

土地所有者等関係権利者の同意書

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

上記に係る開発行為の施工について次の土地を使用されることについては、異議なく同意します。

土地の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	印

（注）１　土地の所在場所は地番まで記入すること。
　　２　権利の種類は、所有権・賃借権・地上権・抵当権等の別に記入すること。
　　３　１筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

様式第９号（規格Ａ４）（申請書目次１０）

土地所有者等関係権利者の同意書

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
　　（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

上記に係る開発行為の施工について次の土地を使用されることについては、異議なく同意します。

土地の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	印

（注）１　土地の所在場所は地番まで記入すること。
　　２　権利の種類は、所有権・賃借権・地上権・抵当権等の別に記入すること。
　　３　１筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

様式第１１号（規格Ａ４）（申請書目次１０）

隣接土地所有者の同意書

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について隣接地の所有権者として、異議なく同意します。

権利の種類	同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 （法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）	
		住　所	市町村（大字）　　番地
		氏　名	印
		電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

隣接同意に係る土地の所在場所	地　目	摘　要
市町村(大字)　　字　　番地		

（注）１　「開発行為に係る森林の区域」に隣接する事業区域外の土地について作成する。
　　２　本書は、所有者ごとに作成するものとする。
　　３　１筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

別紙共有者名簿　（略）

様式第１０号（規格Ａ４）（申請書目次１０）

隣接土地所有者の同意書

開発事業者　住　所
　　氏　名　　印
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について隣接地の所有権者として、異議なく同意します。

権利の種類	同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 （法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）	
		住　所	市町村（大字）　　番地
		氏　名	印
		電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
　電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

隣接同意に係る土地の所在場所	地　目	摘　要
市町村(大字)　　字　　番地		

（注）１　「開発行為に係る森林の区域」に隣接する事業区域外の土地について作成する。
　　２　本書は、所有者ごとに作成するものとする。
　　３　１筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

別紙共有者名簿　（略）

様式第１２－１号（規格Ａ４）（申請書目次１２）

年　月　日

（河川管理者）　宛て

事業者　住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点の同意願いについて

このことについて、森林法の規定に基づくピーク流量計算の位置選定に係る下記事項について同意をお願いします。

記

１　開発事業名：土石の採掘事業
２　開　発　地：○○市○○大字○○字○○1,234-5　外○筆
３　流量算定地点
　　○○川右支口口沢（○○堰堤付近）
　　○○市○○町大字○○地内　地内

　　１級河川△△川（◇◇◇橋付近）
　　○○市○○町大字○○地内

※　位置図及び流量計算書添付のこと

（新設）

様式第１２－２号（規格Ａ４）（申請書目次１２）

（〇〇第〇〇〇－〇）
年　月　日

事　業　者　宛て

（河川管理者）　印

林地開発許可申請に係るピーク流量計算地点について

このことについて、下記事項に同意します。

記

1　開発事業名：土石の採掘事業
2　開　発　地：〇〇市〇〇大字〇〇字〇〇1,234-5　外〇筆
3　流量算定地点
　〇〇川右支口口沢（〇〇堰堤付近）
　〇〇市〇〇町大字〇〇地内　地内

　１級河川△△川（◇◇◇橋付近）
　〇〇市〇〇町大字〇〇地内

（新設）